

平成22年2月1日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

確定申告(所得税)のチェックポイント 申告の受付は2/16~3/15

一般的なサラリーマンの方は、年末調整により精算され何もしなくて良いのですが、次のような方は確定申告が必要となります。

(1) 給与所得の方で、次のようないずれかに当てはまる方

- ①平成21年中の給与収入が2,000万円を超える方。
- ②給与を1ヶ所から受けている人で、給与所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方。
- ③給与を2ヶ所以上から受けていて、そのうち年末調整をされなかった給与(従たる給与)と、それ以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える方。
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、不動産等の賃貸料や使用料、あるいは貸付金の利子などの収入を得ている方。

(2) 年金収入だけの方

公的年金等の雑所得の金額から、各種所得控除(生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、扶養控除等を差引き)をして所得の出る方。

(3) 上記以外で収入のある方

事業所得、不動産所得、配当所得、譲渡所得等、給与所得以外の所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方。

(4) 源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付申告により税金が戻ります

- ①雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除(2年目以降は年末調整で控除できます)、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除などの控除を受けようとする方。
- ②借入金を利用して居住用家屋について省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を含む増改築等を行い、一定の要件に当てはまる場合、最高年12万円を5年間「特定増改築等住宅借入金等特別控除」が受けられます。(適用期限平成25年12月31日まで延長)

★ その他改正における主な特例適用の創設や期間延長項目など

- ①上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設(軽減税率10%)
- ②上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算の創設(配当所得の申告分離課税選択者のみ)
- ③上場株式等の譲渡所得等の軽減税率10%を継続(適用期限平成23年12月31日まで延長)
- ④住宅耐震改修特別控除(適用期限平成25年12月31日まで延長)
- ⑤平成21年1月1日から平成22年12月31日の間に土地等を先行取得し、保有期間5年超でその土地等を譲渡した場合1,000万円の特別控除の創設。(平成27年以降の申告事項)